

2018. 3. 1

## 日本国民に対する査証免除措置の詳細

1 ウズベキスタン外務省は、2月26日付で日本国民に対する査証免除措置を含む各国国民に対する査証免除及び査証手続き簡素化に関する詳細を発表しました。

2 それによると、2018年2月10日から日本国民に対する30日を期間とする査証免除が導入され、目的・旅券の種類（外交、公用、一般）を問わず、日本国民は30日を上限として査証なしでウズベキスタンに滞在できるとされています。

3 なお、ウズベキスタンに30日を超えて滞在する必要がある場合は、これまで通り、各国所在のウズベキスタン大使館等で査証を取得する必要がありますのでご留意ください（詳細は、駐日ウズベキスタン共和国大使館までご照会ください）。

### 【ウズベキスタン外務省発表（関連部分のみ抄訳）】

1

- ・2018年2月10日から7カ国、つまりイスラエル、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポール、トルコ及び日本の各国民に対し、30日を期間とする査証免除が導入された。
- ・査証免除は、目的を問わず30日以内のウズベキスタン滞在を予定している上記の国の全てのカテゴリーの旅券（外交、公用、一般）保持者に適用される。個人は、ウズベキスタンへの入国のためには有効な自国旅券又は海外滞在中に使用が認められている、パスポートに代わる文書を保有していなければならない。
- ・査証免除は、上記の国に恒常的に居住している無国籍者には適用されない。
- ・査証免除はウズベキスタン入国の日から30日間有効となる。査証無しで滞在する外国人は30日の期限満了までにウズベキスタンから出国しなければならない。30日の査証免除期間を超える滞在はウズベキスタンの外国人滞在のルールに違反することになる。
- ・ウズベキスタンに30日を超えて滞在する必要がある場合、外国人は規定の手続きに従い、然るべき滞在目的でウズベキスタン入国査証を取得しなければならない。

2 ウズベキスタンと日本は相互に領事手数料無料で査証を発給している。

(<https://mfa.uz/ru/press/news/2018/02/14031/>)